

○国立大学法人筑波技術大学職員の給与の臨時特例に関する規程

〔平成24年3月14日
規 程 第 2 0 号〕

国立大学法人筑波技術大学職員の給与の臨時特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程(平成17年規程第46号。以下「職員給与規程」という。)、国立大学法人筑波技術大学職員の育児休業等に関する規程(平成17年規程第51号。以下「育児休業規程」という。)、国立大学法人筑波技術大学職員の介護休業等に関する規程(平成17年規程第52号。以下「介護休業規程」という。)、国立大学法人筑波技術大学再任用職員就業規則(平成18年規則第4号。以下「再任用職員就業規則」という。)、国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則(平成17年規則第6号。以下「契約職員就業規則」という。)及び国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程(平成18年規程第13号。以下「年俸制職員給与規程」という。)の特例を定めることを目的とする。

(職員給与規程等の特例)

第2条 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員給与規程第11条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規程第5号)附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が職員給与規程第22条第2項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規程により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職員の受ける級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職員の受ける級	割 合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
教育職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
医療職員(一)俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職員(二)俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77

2 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た

額

- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 休職者の給与 当該職員に支給される前項及び前各号に定める額に、職員給与規程第21条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、職員給与規程第22条、第32条から第34条、育児休業規程第24条第5項及び介護休業規程第10条第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給、これに対する地域手当の月額合計額を155で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項に規定する特定職員の給与の支給に当たっては、同附則第2項及び第3項の規定による俸給月額及び俸給月額に対する手当の月額を基礎として、第1項、第2項第2号から第5号まで及び第3項までの規定を適用する。
（端数計算）
- 第3条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（再任用職員等への準用）
- 第4条 第2条及び第3条の規定は、再任用職員就業規則、契約職員就業規則又は年俸制職員給与規程を適用される職員の給与の決定について準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。